

地方官衙政庁域の建築の格式と荘厳性

—国庁・郡庁正殿・国分寺金堂の比較から—

海野 聡 (東京大学)

I はじめに

これまでの経緯と課題 政庁域における建物構成や建築的特徴については、前稿で述べた通り廂の有無・礎石化・床束などが着目すべき点である(文献9)。特に、国庁は元日朝賀など主要な儀礼の場でもあり、地方において国庁の建物が政庁域を荘厳する重要な役割を果たしていた。

そこで、本稿では国庁と郡庁の正殿を対象に、その規模、廂の有無、基礎構造などに着目して比較し、両者の共通点と相違点をあきらかにすることで、国庁と郡庁の特質を考える基礎としたい。

また、国庁が整備された一方で、天平年間には国分寺の整備が各国に命じられ、礎石建ちで巨大な諸堂宇が建設された。もちろん、国分寺の建立以前にも白鳳寺院は各地に存在し、礎石や瓦葺の建物が地方に存在したが、官の主導による国分寺の建設が、地方における技術や建物の格式に大きな影響を与えたことは疑いなかろう。いわゆる、定型化国庁の成立した8世紀第1四半期と建設時期が近接しており、地方における建築技術や格式を検討する上で、国分寺金堂は有効な比較対象である。ゆえに当時の地方において、中心的建物であった国庁正殿と国分寺金堂を比べることで、建築技術の差や国庁の建物の格式について一考したい。

そして、一部の国庁を中心に、地方官衙政庁域には楼閣とみられる総柱建物が確認されており、政庁域の荘厳装置の可能性もある。この政庁域の総柱建物の構造と意味についても検討し、郡庁との空間の比較を試みたい。

以上の検討とともに、空間の格式や国庁と郡庁の比較、空間構成の模倣の観点から、地方官衙政庁域の祖型についても現段階の私案を示しておきたい。

奈良時代の建物の格式 奈良時代は建物の格式を重んじた時代で、寺院金堂を通してその傾向があき

かになっている(文献6)。平城京の第一級寺院では、身舎桁行5間に四面廂の付いた規模に裳階が廻る構造で、外観上は二重とするものが多かった。この裳階を除いた桁行7間という規模は、大極殿を超えない規模になるよう配慮したと考えられる⁽¹⁾。これに対し、唐招提寺をはじめとする京内第二級寺院や国分寺の金堂は、身舎桁行5間に四面廂の付いた規模で単層の建物とし、視覚的にも差別化を図っていた。このように寺院金堂では、寺格によって建物の規模や形式が差別化されていた。同様の傾向が地方官衙にもあったのかについて、国庁と郡庁の比較を通して検討してみたい。

II 国庁正殿の特徴

立地と遮蔽施設 国庁の空間中軸線上に位置する建物を正殿と比定することが多いであろうが、まず国庁正殿の特徴として重要であるのは、正殿が独立し、遮蔽施設など他の構築物と接続していないという点である。もちろん、大宰府Ⅱ・Ⅲ期のように、回廊が接続することはあっても、いわゆる北辺殿のような形をとり、正殿が存在しないということはない。これは前稿で述べたように、空間における正殿の優位性の明示ということが、国庁において重要であったことの表れであろう。

建物規模と平面 まずは国庁正殿の建築的な特徴を見てみよう(表1・2)。なお、表1・2については、時期ごとに建物の数を数えているため、伯耆国庁・肥前国庁の正殿のように、身舎が存続し続け、廂の付け替えをおこなっているものを別の建物として数えた計73棟を対象にした定量的な分析である。

まず、桁行規模をみると、郡庁正殿について前稿で述べたように、偶数間ではなく奇数間とするのが基本であろうが、郡山官衙遺跡Ⅱ-A期(SB1250)、常陸国府跡I a・b期(SB1501)、筑後国府跡I-A期

表1 国庁正殿の建築的特徴(1)

遺跡名	遺構番号	遺構期	年代	基部構造	建物形式	平面形式	桁行間数	桁行総長	梁行間数	梁行総長	備考	遺跡文献番号	資料編頁
郡山官衙	S B 1250	Ⅱ-A期	7世紀後半～8世紀初め	掘立	側柱	四面廂	8	17.4	5	10.8		1	10・11
	S B 150 A	第1期	8世紀前半	掘立	側柱	片廂	5	19.7	4	11.7	瓦葺・基壇・雨落溝あり。建替。間柱・階段。南側のみ基壇外表の抜取痕とみられる溝あり	2	13～15
多賀城	S B 150 Z	第Ⅱ期	8世紀中葉(宝亀11(780)年焼失)	礎石	側柱	四面廂	7	22.8	4	12.0	瓦葺。乱石積基壇・足場あり。建替。階段	2	13～15
	S B 150 B	第Ⅲ-Ⅰ期	宝亀11(780)年～8世紀末葉	礎石	側柱	四面廂	7	22.8	4	12.0	瓦葺。切石積基壇・足場あり。建替。Ⅳ期まで継続。階段	2	13～15
秋田城	S B 748 B	I期	733年～8世紀前半	掘立	側柱	片廂	5	18.0	4	12.6		3	24・25
	S B 748 A	Ⅱ期	8世紀前半～9世紀初め	掘立	側柱	片廂	5	(18.0)	4	(12.6)		3	24・25
	S B 745	Ⅲ期	8世紀末葉・9世紀初め～9世紀第2四半期	掘立	側柱	片廂	5	16.5	3	12.0		3	24・25
	S B 746 B	ⅣA期	9世紀第2四半期～第3四半期	掘立	側柱	片廂	5	(16.5)	3	(12.0)		3	24・25
	S B 746 A	ⅣB期	9世紀第3四半期～878年	掘立	側柱	片廂	5	16.5	3	12.0		3	24・25
	S B 744	V期	878年～10世紀第2四半期	掘立	側柱	片廂	5	15.0	3	9.8	基壇あり	3	24・25
	S B 743	Ⅵ期	10世紀第2四半期～中葉	礎石	側柱	無廂	5	(14.5)	2カ	(5.5)		3	24・25
	S B 110	I期	8世紀末葉～9世紀前半	掘立	側柱	片廂	5	17.70	4	12.14	根石	4	26・27
	S B 111 A	Ⅱ期	9世紀後半～末葉	掘立	側柱	片廂	5	16.67	4	11.25	建替	4	26・27
	S B 111 B	Ⅲ期	9世紀末葉～10世紀前半	掘立	側柱	片廂	5	16.52	3	11.16	建替	4	26・27
弘田柵	S B 111 C	Ⅳ期	10世紀中葉	掘立	側柱	片廂	5	16.52	3	11.16	建替	4	26・27
	S B 112	V期	10世紀後半～11世紀初め	掘立	側柱	無廂	5	14.45	2	6.92	雨落溝あり	4	26・27
城輪柵	S B 001	I期	9世紀前半	掘立	側柱	廂か否か不明	5	15.0	3	9.0	外周柱穴列は縁または廂	5	28・29
	S B 002 A	Ⅱ期	9世紀後半	掘立	側柱	片廂	5	17.5	3	10.2	北側に広縁カ・目隠し扉	6	28・29
	S B 002 B	Ⅲ期	10世紀後半	礎石	側柱	片廂	5	17.5	3	10.2		7	28・29
	S B 003	Ⅳ期	11世紀	礎石	床束カ	片廂	7カ	21	3	10.5	正殿カ	8	28・29
	S B a 1		9世紀第4四半期後半～10世紀第1四半期前半	礎石	側柱	無廂	7	18.9	3	9.67	雨落溝あり	7	30
常陸国府	S B 1702	初期官衙	7世紀末葉～8世紀初め	掘立	側柱	二面廂カ	5以上	12.9以上	1以上	2.7以上		8	39・40
	S B 1501	I a・b期	8世紀前半	掘立	側柱	片廂	6	15.3	4	10.8		8	39・40
	S B 1502 a	Ⅱ期	8世紀中葉	掘立	側柱	片廂	7	21.0	4	12.3	建替	8	39・40
	S B 1502 b	Ⅲ a・b期	9世紀	掘立	側柱	片廂	7	21.0	4	12.3	建替。Ⅲ b期まで継続	8	39・40
	M69-S B 7 c		8世紀前半	掘立	側柱	四面廂カ	7カ	(20.6)	4	11.6	正殿カ。建替	9	59・60
武蔵国府	M69-S B 7 b		8世紀中葉	礎石	側柱	四面廂カ	9カ	(26.6)	4	11.6	正殿カ。建替。根石カ	9	59・60
	M69-S B 7 a		9世紀中葉	礎石	側柱	四面廂カ	9カ	(26.6)	4	11.6	正殿カ。建替	9	59・60
美濃国府	S B 3000 A	第1期	8世紀前半	掘立	側柱	四面廂カ	7カ	(23.4)	4	12.0	建替	10	71
	S B 3000 B	第2期	8世紀中葉	掘立	側柱	四面廂カ	7カ	(23.4)	4	12.0	建替	10	71
	S B 3000 C	第3期	9世紀	礎石	側柱	四面廂カ	7カ	(23.4)	4	12.0	基壇あり。建替	10	71
三河国府	S B 501 A	I期	8世紀末～9世紀半ば	掘立	側柱	四面廂	7	22.5	4	12.6	建替。かつて前面に孫廂の想定案あり	11	75・76
	S B 501 B	Ⅱ期	9世紀半ば～10世紀初め	掘立	側柱	四面廂	7	22.5	4	12.6	建替	11	75・76
伊勢国府	S B 501 C	Ⅲ期	10世紀初め～半ば	礎石カ	側柱	四面廂	7	22.5	4	12.6	雨落溝・地業あり。建替。総地業。地下式礎石をともなう掘立柱建物カ	11	75・76
	S B 06		8世紀後半～	礎石	不明	不明	7カ	(25.2)				12	78・79
伊賀国府	S B 1056	政庁1期	8世紀末葉～9世紀前半	掘立	側柱	片廂	5	15.0	3	8.4		13	82・83
	S B 1055	政庁2期	9世紀前半～10世紀前半	掘立	側柱	三面廂	7	20.7	3	8.3		13	82・83
	S B 1060	政庁3期	10世紀前半～後半	礎石	側柱	無廂	5	15.0	2以上	6以上	5×3間(15.0×9.0m)カ	13	82・83

表2 国庁正殿の建築的特徴(2)

遺跡名	遺構番号	遺構期	年代	基部構造	建物形式	平面形式	桁行間数	桁行総長	梁行間数	梁行総長	備考	遺跡文献番号	資料編頁
近江国府	前殿	I期	8世紀中葉～9世紀初め	礎石	不明	不明	7カ	(23.1)	5カ	(15.0)	瓦葺、瓦積基壇・礎の雨落溝あり。Ⅲ期まで継続カ。基壇規模27.9×19.3m	14	84・85
	S B 08	Ⅱ-a期	8世紀末葉	掘立	側柱	二面廂	7	20.79	4	11.88	瓦葺。	15	268
平安京右京一条三坊	S B 09	Ⅱ-b期	～9世紀初め	掘・礎併	側柱	二面廂	7	20.79	5	15.74	瓦葺。南に孫廂(出3.861m)。身舎は礎石・廂と孫廂は掘立柱。	15	268
	S B 101	Ⅳ期		掘立	側柱	二面廂	5	12.00	4	10.80	正殿カ。東にも廂があった可能性あり	16	101
因幡国府	S B 73	B I期	8世紀前半	掘立	側柱	四面廂	6	14.1	4	8.1		17	108
	S B 04 A	I期	8世紀後半	掘立	側柱	片廂	5	15.0	4	10.5	瓦葺カ	18	106・107
不入岡	S B 04 B	Ⅱ期	9世紀初め	掘立	側柱	片廂	5	15.0	4	12.0	瓦葺カ	19	106・107
	S B 04 C	Ⅲ期	9世紀中葉	礎石	側柱	無廂	5	15.0	3	7.2	瓦葺、縁あり。Ⅱ期より廂消滅。南面中央3間に縁(出1.8m)。4.8mの南廂ありカ。Ⅳ期まで継続	20	106・107
出雲国府	S B 020 (古)	Ⅱ-2期	8世紀第2～3四半期	掘立	側柱	四面廂	5カ	(14.8)	4カ	(11.8)		20	112・113
	S B 020 (新)	Ⅲ期	8世紀後半	掘立	側柱	四面廂カ	5カ	(13.8)	4カ	(10.8)		20	112・113
筑後国府	210 S B 2	先行官衙新段階	7世紀後半	掘立	側柱	四面廂	7	18.00	5	12.90	足場あり。正殿カ	21	132～135
	S B 3389	I-A期	7世紀末～8世紀前半	掘立	側柱	無廂	6	16.70	3	7.10		22	132～135
筑後国府	S B 3391	I-B期	7世紀末～8世紀前半	掘立	側柱	無廂	7	20.80	2	4.80		22	132～135
	S B 3390	I-C期	7世紀末～8世紀前半	掘立	側柱	無廂	8	23.20	3	6.60		22	132～135
筑後国府	S B 3397	I-D期	7世紀末～8世紀前半	掘立	側柱	無廂	5	15.0	2	5.60		22	132～135
	180 S B 1 a	Ⅲ期	10世紀前半～11世紀末葉	掘立	側柱	片廂	5	13.90	4	7.90	雨落溝あり。建替	23	132～135
筑後国府	180 S B 1 b	Ⅲ期	10世紀前半～11世紀末葉	掘立	側柱	片廂	5	13.90	4	7.90	雨落溝あり。建替	23	132～135
	180 S B 1 c	Ⅲ期	10世紀前半～11世紀末葉	掘立	側柱	片廂	5	13.90	4	7.90	雨落溝あり。建替	23	132～135
福原長者原	180 S B 2	Ⅲ期	10世紀前半～11世紀末葉	掘立	側柱	無廂	5	13.60	2	5.40	建替	23	132～135
	S B 010 A	Ⅱa期	8世紀第1四半期	掘立	側柱	三面廂	7	17.31	3	10.24	建替	24	139
大宰府	S B 010 B	Ⅱb期	8世紀第1四半期	掘立	側柱	三面廂	7	17.31	3	10.24	建替	24	139
	S B 120	I b期	～8世紀第1四半期初め	掘立	側柱	片廂	10以上	27.0以上	4	10.23	雨落溝あり。正殿カ。復元案A：東西に延びる11×4間片廂の建物。復元案B：北側柱列が廂・廂部分が回廊となり、東へ延びる建物に取り付く	25	148・149
大宰府	S B 010 A	Ⅱ期	8世紀第1四半期～10世紀中葉	礎石	側柱	四面廂	7	29.4	4	13.58	瓦葺、切石積基壇、足場あり。建替。階段・暗渠(S X 133瓦組)	25	148・149
	S B 010 B	Ⅲ期	10世紀中葉～	礎石	側柱	四面廂	7	29.4	4	13.58	瓦葺、切石積基壇あり。建替。階段	25	148・149
肥前国府	S B 80 A	I期	8世紀前半カ～中頃	掘立	側柱	無廂	7	20.4	2	6.8	基壇・雨落溝あり。	26	158・159
	S B 80 B	Ⅱ期	8世紀後半	礎石	側柱	四面廂	9	24.5	4	10.9	基壇あり。I期建物に廂付加	26	158・159
肥前国府	S B 80 C	Ⅲ期	9世紀前半	礎石	側柱	無廂	7	20.3	2	6.8	基壇あり。Ⅱ期建物より廂消滅	27	158・159
	S B 60	Ⅳ期	10世紀	掘立	側柱	無廂	5	15.0	2	6.2	目隠し塀(S A 95)	27	158・159
日向国府	S B 030 a	I a期	～8世紀中頃	掘立	側柱	無廂	6カ					28	168・169
	S B 030 b	I b期	～8世紀中頃	掘立	側柱	四面廂カ	8	15.6	3以上		布掘り	28	168・169
日向国府	S B 030 c	I c期	～8世紀中頃	掘立	側柱	四面廂カ	8	15.6	3以上			28	168・169
	S B 003 a	Ⅱa期	8世紀後半	掘立	側柱	二面廂	7	18.7	4	11.9	建替	29	168・169
日向国府	S B 003 b	Ⅱb期	8世紀末葉～9世紀初頭	掘立	側柱	二面廂	7	18.7	4	11.9	建替	29	168・169
	S B 003 c	Ⅱc期	9世紀中葉	礎石	側柱	二面廂	7	18.7	4	11.9	基壇あり。建替	29	168・169
S B 003 d	Ⅱd期	9世紀末～10世紀前半	掘立	側柱	二面廂	7	18.7	4	11.9	建替	30	168・169	